

広島県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道溝口加計線	山県郡北広島町溝口字僧ヶ墓一〇〇四七番一地从先から 山県郡北広島町溝口字僧ヶ墓一〇〇四七番一地从先まで	令和六年一〇月一〇日